

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

## 進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和元年9月20日(金) 午前9時00分から午前9時28分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 7 決定第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 8 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 9 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第10 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和元年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>
事務局長	

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号11番 後藤 和子 委員

議席番号12番 渥美 誠 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請	10件
議案第20号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件
議案第21号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について	6件
決定第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	73件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	12件
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
	3. 現況証明願	1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	7件

それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第17号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では288枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第18号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請10件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、昭和57年に愛西市で会社を設立し、研磨機械の製造や自動車部品の研磨などを行っています。事業も順調に推移し、従業員を増員したため、駐車場が不足しています。工場敷地内の空きスペースに社用車や従業員の自家用車を駐車させていますが、完成品の運び出しや材料が入荷した時は、やむなく車を一時的に路上駐車させるなどして対応しています。この状態を改善するには、新たに駐車場を確保する必要があります。申請地は、現在使用している駐車場に隣接しており、少ない面積で現在使用している駐車場と併せて効率的に利用することができるため、今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。

（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、平成元年に岡崎市で会社を設立し、建築設計及び宅地建物取引業を営んでいます。近年、施工業務も受注するようになり、それに伴ってブロックなどの資材の保管場所が必要となりました。当社は蟹江町に営業所があるため、西尾張地域で取り扱う案件が多いため、この地域に資材置場があれば、仕事を効率的に行うことができます。今般の申請にて、申請地を借り受け、資材置場として利用する計画です。

（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、名古屋市内の賃貸住宅で妻と子供の3人で生活しております。もともと、子どもが生まれるまでの仮住まいとしてアパートを借りていましたので、いざ、子どもが生まれると家財道具も増え、大変手狭で困っています。妻と相談して、このまま賃貸住宅に住むよりも、実家の近くで家を建てて、両親の手助けをしたいと思います。私たち夫婦は土地を所有していないため、宅地や雑種地を住宅用地として探しましたが、なかなか条件の合う土地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父の所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

（4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、愛西市内で母と妻と子供2人の5人で生活しております。敷地いっぱいに住居が建っているため、進入路に車を停めると人の通行ができない状態です。やむを得ず、敷地に隣接した土地に車を駐車していましたが、この土地は農地であることを知りました。農地法の規定をよく理解していなかったため適正な手続きをすることなく使用していましたが、今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成12年に愛西市で会社を設立し、産業廃棄物並びに一般廃棄物の処理業と廃棄物の収集・運搬業を行っています。事業も順調に推移し、日常的に発生する廃棄物に加えて、近年の大型台風の被害や空き家の解体による廃棄物も加わって、処理前の廃棄物の保管量が急激に増え、大変手狭な状態です。この状態を改善するため、廃棄物処理の機械を増設し処理能力を向上させるなどの対策を行いましたが、それでも廃棄物の一時保管施設が不足しております。申請地は、施設に隣接しているため効率的に使用することができます。今般の申請にて、申請地を借り受け、処理前一般廃棄物の保管場所を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では224枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では252枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では256枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。(西・東側側溝に勾配をつけて、急な取水時に対応します)

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成17年に愛西市内に会社を設立し、インターネットを利用した通信販売や、自動車の販売、整備及び板金塗装を行っています。事業も順調に推移し、板金・塗装などの修理の依頼が増加しており、事業所は大変手狭な状態です。また、自社への進入路は、南側の細い道路からしか出入りができないため、大変出入りがしにくい状態です。申請地は、自社の事業場に隣接し、また県道にも面していることから、大変効率よく利用できるようになります。今般の申請にて、申請地を借り受け、車両置場として利用する計画です。

事務局	<p>(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では188枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、10件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第19号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) この事案につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第20号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p>



会長	<p>続きまして、議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から6番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)説明は以上です。ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第21号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ意見なしと答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から73番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第6号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から73番、全体筆数は544筆、面積は405,606㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが、受人となって利用権設定された筆数は4筆、面積は4,131㎡でございます。公益財団法人、愛知県農業振興基金さんが受人となって利用権設定された筆数は268筆、198,672㎡でございます。その他の受人は7名の方々に、272筆、202,803㎡でございます。内容につきましては、作物は水稲、野菜でございます。公告年月日は2019年9月30日と2019年11月5日、契約開始年月日は2019年10月1日と2019年12月1日となっております。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 6号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、7件の合意解約の通知を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時28分)</p> <p>上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和元年9月20日</p> <p style="text-align: center;">会 長 日 永 照</p> <p style="text-align: center;">議事録署名者 議席番号 11番 後 藤 和 子</p> <p style="text-align: center;">議事録署名者 議席番号 12番 渥 美 誠</p>